

## 2006年度予算編成にあたっての要望と提案

徳島県知事 飯泉 嘉門 殿

2006年1月5日

日本共産党徳島県委員会  
委員長 山本 茂喜  
日本共産党徳島県議団  
会長 山田 豊

小泉内閣のもと、たとえば関西国際空港二期工事のような、ムダな大型開発など無駄遣いを真剣に見直さないまま、膨れあがった借金のつけを国民に押しつける政治が続けられてきました。現在も、定率減税の廃止や消費税率引き上げなど大幅に国民の負担を増やす議論がされています。また国の歳出削減は、地方自治体にも向けられ、「三位一体改革」を名目に、地方交付税や補助金カットなど、地方切り捨てとも言える政策がとられています。

こうした悪政に対する防波堤になってがんばるのが、住民の暮らしを守る自治体の責務です。しかしながら、現県政の姿勢は、過去の自民党県政と同様、国の悪政に対して毅然として対決する姿勢を持たないばかりか、住民に犠牲を強いる国のやり方に追従しているようにしか見えません。

飯泉県政は、財政改革プランのなかで、大規模プロジェクトの見直しを掲げながら、実際にはほとんど何も手をつけず、一方では、少子化対策や災害対策など重点化しているはずの分野も含めて、市町村に対する補助金削減や補助率カットを実施しました。

「民でやれることは民でやればよい」という政府の「小さな政府」論に関しても、国の方針の忠実な実践者となっており、指定管理者制度導入は、結局人件費カットによる経費節減にすぎませんでした。市町村合併や今議会提案された県職員給与の引き下げなどを見ても、住民サービスの低下や地方経済への影響について真剣な検討が見られません。

私たちも、住宅再建支援制度や住宅耐震化への補助制度、残土処理規制など、いくつかの点で国の制度の不備を補う制度創設を行ったことは評価しますが、他県では一層優れた制度がつくられています。こうしてみると、飯泉県政の施策展開には、全体として地方自治体としての主体性が感じられません。

私たちは、国の悪政に対して住民の立場で毅然とした対応をする県政を求めます。また、県みずからが、大規模プロジェクトなどに見られる無駄遣いを削って、県民の暮らしと命を守る分野に力を入れる努力をするべきだと考えます。

以上のような観点から、次の要望をいたします。

### 1. 大規模プロジェクト見直しについて

- (1) 1000億円とも言われる「鉄道高架、まちづくり計画」は費用対効果の面からも県財政圧迫という面からも県民の合意がはかれず、すみやかに中止すること。

- (2) 採算性が疑問で自治体や住民に負担の大きい流域下水道事業を見直すこと。
- (3) 総合農地防災事業を見直すこと。
- (4) 通行量のきわめて少ない「広域農道」の建設は見直すこと。
- (5) 吉野川および那賀川の「国営総合農地防災事業」を総点検し、見直しを図ること。
- (6) このほか、内環状線、県西部運動公園など、不要・不急の大型事業は徹底的に見直すこと。

## 2. 三位一体改革への対応について

- (1) 財政力指数に基づく市町村への補助率カットについては、平成16年以前に戻すこと。
- (2) 義務教育費国庫負担削減に反対すること。それでも実施された場合は、県の収入減になってしまわないように、国に交付税措置を要求すること。

## 3. 防災対策の強化について

- (1) 補助金の確保
  - ① 地域防災力強化促進事業費の増額をはかること。
  - ② 急傾斜地対策、住宅耐震化など災害防止に関わる補助金の予算を増額すること。
  - ③ 県単独急傾斜地崩壊対策事業について平成18年度から補助率を引き下げる方針を撤回し、予算増額によって充足率向上をはかること。
  - ④ 県単独急傾斜地崩壊対策事業について、高齢者・障害者・低所得者に補助を上乗せする制度とすること。
- (2) 住宅耐震化促進と耐震強度偽装問題
  - ① 木造住宅耐震化助成制度について、補助額の増額をすること。あわせて、低所得者や障害者・高齢者などにたいする補助の割り増しをするよう制度改正をおこなうこと。
  - ② 耐震強度偽装がないか県下の3階建て以上の建物のチェックをすすめること。
  - ③ 住民からの要望に応じて県が構造計算の再計算をする体制をとること。
  - ④ そのためにも、県として構造計算のプログラムを購入すること。
- (3) 被災者生活支援
  - ① 被災者生活再建支援法を住宅本体再建に使える制度とすること及び、所得制限の廃止、支援額の増額などについて、国に改正を求めること。
  - ② 県の住宅再建支援制度の弾力的運用を全市町村に周知し、積極的活用を図ること。
  - ③ 地震、津波、強風、浸水、土砂崩れなどの自然被害を受けた世帯へ見舞金制度を創設し住宅再建支援制度の対象にならない被災者も支援すること。
- (4) 公共施設の耐震化
  - ① 県公共施設の耐震化を促進すること。とりわけ高校の耐震改修と平成16年

度よりペースダウンした改築を促進すること。

(5) 津波対策強化

- ① 津波に対する強度や高さが不足している海岸堤防、河川堤防の改修・整備を促進すること。  
※牟岐町内妻川河口部が狭窄し排水が悪くなっているため、津波対策を兼ねた導流堤の新設をすること。
- ② アクションプランどおりに津波による死者ゼロをめざすため、避難場所確保の十分な予算措置をおこなうこと。

(6) 台風被害対策強化

- ① 長安口ダム湖への堆砂の除去を渇水時に大きく促進すること。そのための予算措置をとること。
- ② 無堤防地区の解消および排水ポンプの増設を図り、河川流域の水害解消を図ること。
- ③ 県内河川の川床低下対策、浚渫、狭窄部の拡張、護岸新設、改修、補強を促進すること。
- ④ 急傾斜地対策に十分な予算を確保すること。
- ⑤ 森林の水源涵養効果を高める植林対策、遊水地、災害防備林等の保全整備による総合的な治山・治水対策をすすめること。
- ⑥ 土石流危険渓流の標識がないところに設置をすること。
- ⑦ ダム操作規則の見直しを図り、治水機能が最大限活用できるようにすること。
- ⑧ 県民の英知を集めて治水・利水対策を策定すること。特に吉野川第十堰問題では、淀川方式のような住民参加の検討の場づくりを国に提言すること。
- ⑨ 無秩序な開発をおさえ、水害のない県土づくりをすすめること。
- ⑩ 県管理河川改修の地元負担をなくすこと。

(7) 鳥インフルエンザ対策に万全の体制をとること

## 4. 福祉施策の強化について

(1) 国保料（税）問題

- ① 国保料（税）の引き下げのため、市町村国保及び国保組合への県費助成を実施すること。
- ② 国保制度基盤安定化推進事業の運用にあたっては、徴収率に基づいて市町村へペナルティーを課す制度にしないこと。
- ③ 国民健康保険証の取り上げや短期保険証、資格証明書の発行を市町村に押し付けないこと。

(2) 介護保険問題

- ① 定率減税廃止にともない大幅に介護保険料の負担が増える人たちに対する負担軽減策をとるよう市町村を指導援助すること。

- ② 介護保険利用料に対する県費補助制度を創設すること。
- (3) 障害者福祉
  - ① 障害者の支援費制度によりサービスの低下を招かないよう基盤整備を充実し、周知徹底、情報提供など必要な手立てをとり、生活実態にみあった支援費支給がなされるよう市町村への支援を行うこと。
  - ② 障害者福祉にかかわる補助金をカットしないこと。小規模作業所への補助金を増額すること。
- (4) 健康管理
  - ① 総合検診等受診率向上対策事業への補助金を復活すること。

## 5. 少子化対策の強化について

- (1) 西日本で2番目に低い合計特殊出生率を改善するため、実効ある行動計画を策定すること。
- (2) 労働時間短縮を強く企業に働きかけ、男性ももっと子育てに参加できる環境整備をすすめること。
- (3) 乳幼児医療費無料化を通院も含め就学前まで拡充すること。その際、所得による一部負担制度にしないこと。
- (4) 県立海部病院の小児科、産婦人科の医師常勤体制をとり、県南部の小児救急に対応できる体制をとること。

## 6. 雇用対策の強化について

- (1) 深刻な若者の雇用問題について、実態調査をおこない、サービス残業や賃金未払いなどの権利侵害を解決できる相談機関を設置すること。また、就職支援、再就職者の職業訓練等の充実など雇用対策を強化すること。
- (2) 外国人労働者、パート労働者の権利の周知、徹底をはかること。
- (3) 福祉、医療、防災、教育など公的分野への雇用を増やすこと。
- (4) 緊急地域雇用創出特別交付金事業の継続・改善を国に求めること。

## 7. 県内中小企業の営業を守る取り組みについて

- (1) 地震・津波対策、生活道路整備、福祉施設、高齢者の住宅改造、住宅リフォーム助成制度の創設など安全・生活密着型の公共事業を重点にすること。
- (2) 実質的な「県内業者」優先策をとること。公共事業は、元請け、下請けまで地元発注を強めること。
- (3) 納税者の権利を無視した徴収業務になるおそれがある滞納整理機構の設立よりも市町村の責任による徴収業務を県が支援する制度の充実をはかること。納税者の権利保障をうたった条例制定を検討すること。

## 8. 労働者の権利確保について

- (1) 労働委員会の労働者委員選任について労働省発労第54号通牒にもとづいて選考を行うこと。

- (2) 県発注の事業において「建設業退職者共済制度」が完全実施されるよう受注者に徹底すること。
- (3) 公共工事の労務単価の引き上げを国に要望するとともに、下請け企業の経営や労賃が保証されるよう指導すること。
- (4) 建設労働者の最低賃金を確保するため、公契約法の制定を国に求め、県条例制定も検討すること。

## 9. 消費者保護について

- (1) クレジット、サラ金、ヤミ金問題、などに対応できるよう、救済と相談活動を充実させること。悪質業者への指導・監督を強化すること。
- (2) 新卒の詐欺事件などへの対応を強めること。
- (3) 県消費者協会への支援を強めること。

## 10. 農林水産業振興について

- (1) 公共事業偏重の対策から、農産物の価格補償も含めた生産を直接支援する政策へ転換を図ること。
- (2) 農産物の輸入ラッシュから徳島県産野菜を守り、地産地消を促進すること。
- (3) 食の安全条例制定にあたっては、食品表示のチェックや遺伝子組み換え食品などのチェックなど、実効ある取り組みや体制を具体化すること。
- (4) 農業後継者の育成、新規就農者への支援、中小農家への技術指導の強化をはかるためにも農業改良普及センターや農業試験場の予算増加、増員をはかること。
- (5) コメ輸入政策の廃止を求め、徳島県での減反政策の抜本的転換をはかること。
- (6) 農産物加工施設への補助・助成を強化すること。
- (7) 野生鳥獣（サル、シカ、イノシシ等）の被害対策を強化すること。

## 11. 子どもたちの教育と安全対策について

- (1) 通学路の安全確保および学校への不審者進入防止のための対策を強化すること。
- (2) 小・中学校のすべての学年に少人数学級を実施するために、また、30人以下学級の実現のために中・長期の計画を策定すること。
- (3) 特別支援教育制度の実施にあたっては、現行水準を後退させることなく、障害を持つすべての子供たちの発達と教育が保障できる体制を整備すること。
- (4) 教育基本法の改悪に反対し、「子供を主人公」とする基本改革をすすめること。
- (5) 就学援助制度の準要保護の国庫負担が廃止されたものを元に戻すよう、国に要望すること。

## 12. 廃棄物対策について

- (1) 全般
  - ① 廃棄物の発生抑制をはかるために、拡大生産者責任を徹底する法整備を国に要求すること。
- (2) 汚水処理対策

- ① 徳島県污水適正処理構想見直しで、集合処理と個別処理の費用比較をする際に、合併処理浄化槽の耐用年数を見直すなど、実情にあった数値を採用し、財政負担の軽い市町村管理型の合併処理浄化槽方式の拡大に努めること。
- (3) 産業廃棄物対策
  - ① 水道水源保護条例制定を検討し、廃棄物処分場などによる汚染を防止すること。
- (4) 一般廃棄物対策
  - ① 事業系一般廃棄物の分別収集と資源化を強力に進めるよう市町村に働きかけること。
  - ② 一般廃棄物の減量とリサイクルを強化し、特に生ゴミの堆肥化とプラスチック容器包装の再資源化を進めるよう市町村に働きかけること。
  - ③ 広域で一般廃棄物を集めて、大型炉で焼却する方式をむやみに促進するのではなく、可能な限り焼却量を減らそうとする自治体の努力を支援し、焼却中心主義からの脱皮をはかること。

### 13. 地球温暖化防止について

- (1) 太陽光発電の促進に、県としてもイニシアチブを発揮し、県有施設屋上などに太陽光発電設備を増やすこと。
- (2) 焼却中心の廃棄物対策を改め、発生抑制、再利用に重点を置くこと。
- (3) 廃棄物の発生抑制や地球温暖化防止、森林整備、干潟の保全など、生活・自然環境を守る環境教育を強化し、環境教育の拠点施設を検討すること。

### 14. 自然保護について

- (1) 計画段階からの環境アセスメントを制度化し、住民の意見を反映する仕組みをつくること。
- (2) 吉野川河口干潟の環境を保全するため、市民運動団体の代表や専門家を含めた調査委員会をつくること。
- (3) 剣山のキレンゲショウマや樹木保護のために、鹿害対策予算を増額すること。

### 15. アスベスト対策について

- (1) 建設労働者がこれ以上のアスベスト曝露をしないよう、全ての家屋解体について届出制とすること。
- (2) 中皮腫患者の職歴など追跡調査ができるよう国にデータ提供を求め、県として追跡調査をおこなうこと。
- (3) 県下の医師がレントゲン写真やCTで胸膜肥厚斑などの症状を見分けられるようになるよう、研修を強めること。
- (4) アスベスト曝露による肺ガン・中皮腫の危険にさらされてきた建設労働者のアスベスト関係健康診断を支援すること。
- (5) 個人住宅にアスベストが使われていた場合の撤去費用に助成制度をつくるよう国

に要望し、県としても制度創設をすること。

- (6) 市町村の施設からのアスベスト撤去にかかる費用について支援すること。

## 16. 市町村の自立支援と地域振興について

- (1) 市町村合併を押し付けになる知事の勧告権限は行使しないこと。
- (2) 自立を選択する自治体への支援策も早急に具体化すること。
- (3) 行政を住民からさらに遠くする道州制については、拙速な論議をいましめること。
- (4) 地上波放送デジタル化に対応するケーブルテレビ網整備に伴い発生する利用者負担を軽減するため、特に高齢者・障害者・低所得者の負担軽減をはかる補助制度を創設すること。

## 17. 公正な行政の実現について

- (1) 試行されている公益通報制度は、知事部局以外にも拡大すること。
- (2) 小中学校教職員は、県の働きかけ記録制度の対象にならないが、徳島市内で発生した教職員への暴力事件などもふまえ、なんらかの制度創設を検討すること。
- (3) 一般競争入札を更に拡大し、談合防止をはかること。
- (4) 一民間企業である「徳島化製事業協業組合」にたいする毎年3億円にのぼる県単補助金は、すみやかに中止すること。
- (5) 同和高度化資金の未償還分をすみやかに回収すること。
- (6) 県民などから知事に面談による陳情の要望がされた場合、県政に対する評価などを基準に差別をしないこと。

## 18. 男女平等と人間が大切にされる地域社会の実現めざして

- (1) 県民の自由な意見交換を阻害し、部落問題解決に逆行する「県部落差別事象の発生の防止に関する条例」は廃止すること。
- (2) 県単の同和対策事業が終結する2004年度をもって同和団体への県単補助金は取りやめること。いわゆる人権教育、啓発は「同和」偏重や押し付けではなく、憲法と教育基本法などに基づいておこなうこと。
- (3) 「とくしま男女共同参画実行プラン」の早期完全実施を図ること。

## 19. 憲法を生かし、平和な徳島づくりを

- (1) 米国によるイラクへの軍事攻撃に反対し、自衛隊のイラク派兵を直ちに中止して、撤退をするよう国に働きかけること。
- (2) 憲法9条改悪に反対し、憲法を精神を県政に生かすこと。
- (3) 自衛隊誘致に反対すること。
- (4) 米軍機の低空飛行訓練は、直ちに中止するよう国並びに米軍当局に強く求めること。
- (5) 国民保護計画策定にあたっては、国民を戦争準備に動員することがないように配慮すること。

- (6) 県庁内で被爆写真展や徳島大空襲など戦争の実態を知らせる展示を行事として実施すること。
- (7) 県立図書館における展示は、行事としてだけでなく、日常的に非核・平和コーナーとして設置すること。資料館建設も検討すること。
- (8) 子供たちに対する平和教育を強めること。

## 20. 道路整備および交通安全対策について

- (1) 減り続けている交通安全対策予算を増額し、交通安全施設の整備促進をはかること。
- (2) 生活道路の整備をはかること
  - ※国道195号那賀町木頭西宇の予算確保を国に要望すること。
  - ※県道牟岐一海南線（牟岐町河内国道55号線取り合い）改良
- (3) 廃止路線代替えバスの運行費補助金を拡充し、住民の要望に基づいて増便した場合にも対応できるようにすること。
- (4) 県管理道路の地元負担金軽減をはかること。